

食品安全委員会新開発食品 専門調査会第52回会合議事録

1. 日時 平成20年4月11日（金） 13:59～14:20

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

(1) 体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代
に由来する食品の安全性に係る審議体制について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

上野川座長、池上専門委員、石見専門委員、尾崎専門委員、菅野専門委員、
小堀専門委員、清水専門委員、本間専門委員、山崎専門委員、山本専門委員

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 玉川新開発食品保健対策室長

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、北條評価課長、

猿田評価調整官、鶴身課長補佐、新谷係長

5. 配布資料

資料1 食品健康影響評価について

(平成20年4月1日厚生労働省発食安第0401006号)

資料2 体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの

後代に由来する食品の食品健康影響評価の進め方について

6. 議事内容

○上野川座長 では、定刻になりましたので、ただいまから、第 52 回「食品安全委員会新開発食品専門調査会」を開催いたします。

本日は、磯専門委員、漆谷専門委員、及川専門委員、松井専門委員、山添専門委員、脇専門委員は御欠席です。

田嶋専門委員につきましては、遅れる旨、御連絡をいただいております。

また、厚生労働省から、玉川新開発食品保健対策室長に御出席をいただいております。

本日の議題ですが「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性に係る審議体制について」であります。

それでは、事務局から、配付資料の確認をお願いします。

○猿田評価調整官 それでは、配付資料について確認させていただきます。

議事次第、座席表、専門委員名簿、資料 1 としまして「食品健康影響評価について（平成 20 年 4 月 1 日厚生労働省発食安第 0401006 号）」、資料 2 としまして「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の食品健康影響評価の進め方について」となっております。

なお、その他の参考資料につきましては、ファイルにとじまして、先生方のお机の上に置かせていただいております。このファイルにつきましては、調査会終了後回収させていただきます、次回また配付させていただきます。

不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

また、先日、事務局の幹部の人事異動がございましたので、御紹介させていただきます。

4 月 1 日付けで、事務局長が齊藤局長から栗本局長に代わりましたので、新局長から一言ごあいさつを申し上げます。

○栗本事務局長 どうもこんにちは。齊藤の後を 4 月 1 日付けで引き継ぎました栗本と申します。どうぞよろしく願いたします。

この新開発食品専門調査会でございますが、食品安全委員会が平成 15 年に発足しましてから、今日が 52 回目の開催ということでございまして、これまでに 54 品目のいわゆる健康食品とか、特定保健用食品の安全性の審議をしていただいております。終えていただいたものが 54 品目ということでございますが、今般は体細胞クローン家畜に由来する食品の安全性を御審議いただくことになりました。

今朝も NHK のニュースで放映されておりましたけれども、非常に関心の高い事柄でござ

いますので、この調査会の役割は非常に大きなものがあるなど感じております。私ども事務局といたしましても、調査会の審議が円滑に進みますように、できるだけのことをさせていただきたいと思っております。どうか引き続き、専門的知見や科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正な御審議をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○猿田評価調査官 また、事務局につきまして、新たに係長として新谷が、また、事務補助員の小泉に代わりまして、山崎が着任しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○上野川座長 それでは、議題の審議に入りたいと思います。

体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性につきましては、4月3日に開催された第232回食品安全委員会において、新開発食品専門調査会で審議することとされ、また、核移植などの専門家の参画についても、新開発食品専門調査会で検討することとなっております。

本日は、これらの食品の審議に当たりまして、今後の食品健康影響評価の進め方につきまして、御審議をいただきたいと思っております。

まず、玉川新開発食品保健対策室長から、諮問の内容につきまして、簡単に御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○玉川新開発食品保健対策室長 それでは、資料1に基づきまして、評価依頼の内容について、簡単に御説明したいと思います。

平成20年4月1日付けで、食品安全基本法第24条第3項の規定に基づいて評価依頼を求めたものでございまして、求めた内容といたしましては「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性について」ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、今回の評価依頼の経緯等について、御説明させていただきます。

体細胞クローン技術を用いて産出された家畜と、その後代に由来する食品につきましては、これまで厚生労働省、農林水産省において研究事業が行われてきたところでございます。

平成11年度の厚生科学特別研究事業、平成12年度～14年度にかけての厚生労働科学研究費補助金事業の中で、「体細胞クローン牛については、従来技術により産出された牛

にはない特有の要因によって食品の安全性が損なわれることは考えがたい」という結論が示されております。

また、平成 11 年度～13 年度にかけまして、社団法人畜産技術協会による「クローン牛生産物性状調査」では「体細胞クローン牛の生産物（肉と乳）については、一般牛の生産物との間に生物学的有意差は認められない」と結論がなされております。

また、平成 16 年度～20 年度の先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の中で、独立行政法人農業・食品産業技術研究機構畜産草地研究所による「産業利用に向けた体細胞クローン牛に関する技術開発と調査（体細胞クローン後代牛の生産物性状に関する調査）」「体細胞クローン牛・後代牛の健全性ならびに生産物性状に関する国内調査」におきまして「体細胞クローン後代牛が生産した乳肉の生産性状調査の中間報告において、栄養成分分析等の検査で得られたデータを一般牛が生産した乳肉で得られたものと比較した結果、生物学的な差異は認められない」という結論が示されております。

これらの国内の研究報告に加えまして、本年 1 月には、米国の食品医薬品局から「体細胞クローン技術を用いて産出された牛、豚及び山羊並びにあらゆる体細胞クローン家畜の後代に由来する食品（肉及び乳）は、従来の繁殖方法で産出された家畜に由来する食品と安全性において同等である」という評価結果が公表されております。

また、欧州食品安全機関からも「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品（肉及び乳）と、従来の繁殖方法で産出された家畜に由来する食品との間には安全性に関していかなる差異も存在しないであろう」とする意見書案が公表されているところでございます。

このように、国内外におきまして、体細胞クローン家畜等由来食品の安全性に関する知見が集積され、これらの状況を踏まえまして、また、関係文献等の収集が終了いたしましたので、食品安全基本法の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼を今般行うとしたものでございます。

今後、食品安全委員会によります食品健康影響評価の結果がとりまとめられましたらば、それに基づき、厚生労働省としては、必要に応じた対応を検討することとしております。

説明は、以上であります。

○上野川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、先生方から何か御質問はございませんでしょうか。

菅野委員、どうぞ。

○菅野専門委員 今回の御説明の内容の個々に対しては、全く個人的には異論はないんですが、集団で量産体制をとった経験があるかという質問をまずさせていただいて、その答えによって、次の質問が用意されます。国内外でクローン牛を1か所に集めて多数飼育するというところを検証されておられるのでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 これまでの国内の状況について申しますと、体細胞クローン牛については、昨年の9月末の数字で535頭の出生頭数がありますが、これらを出生した研究機関は42の機関に分かれていますところでございます。

しかしながら、これらの状況につきましては、先ほど最後に申しました平成16年～20年の農林水産省の事業でございます体細胞クローン牛・後代牛の健全性並びに生産物性状に関する国内調査報告書の中で、クローン牛の生産実績のある機関に対して調査を依頼いたしまして、39機関から482頭、後代牛202頭のデータを取り寄せて、それに基づいて分析を行っております。この数字は平成18年8月現在の数字でそれだけ集めていると聞いています。

○上野川座長 よろしいですか。

○菅野専門委員 それでは、それを受けて第2の質問です。杞憂に帰する質問だとは思いますが、念のため伺いたいと思います。

クローン動物の生物学的な弱点というのは、均一性に基づくパンデミックの危険性ですね。ある特定の病原体に対して、飼っているものが一斉に病気になりやすい。バクテリアによる汚染は、どうせ熱をかけてしまえばいいだろうという考えもあるんですけども、ウイルスとかその他、ある特定のものにクローンが感受性があるって、パンデミックでやられて、それが気がつかれないうちに食肉として出回るということを想定された上で、大丈夫だという、この様な側面をケアされておられるかどうか確認したかったんです。

○上野川座長 では、よろしいですか。

○菅野専門委員 それが杞憂の問題であるならば、全然問題はないと思うんですが、質問です。

○上野川座長 いかがでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 現段階におきましては、クローン牛はさまざまな機関で作られていて、しかもその基となっている牛も肉牛、乳牛さまざまな形があると承知しておりまして、現段階において、そうしたことが顕在化しているということではないと思います。この点について、どこまでまとまった形でまとめられているかということもあるとは思いますが、技術自体の問題というよりは、基本的にはその技術の使用法の

問題という側面もあると思ひまして、どういふものをクローン牛として供給するかということに対して、その牛群の形成に当たって、そうしたところをリスク分散ということについても配慮や何かをしながら、そうしたものを活用していくということが重要になるのかと思ひます。

○上野川座長 よろしいですか。

○菅野専門委員 結構です。

○上野川座長 ほかに何かいかがでしょうか。

どうぞ。

○池上専門委員 今、配られました資料の中で、アメリカのFDAの報告の文章ですけれども、ちょっとここが理解しにくい文章ではないかと思ひます。「体細胞クローン技術を用いて産出された牛、豚及び山羊並びにあらゆる体細胞クローン家畜」という書き方なんですけど、こういうふうに書くと、牛、豚、山羊以外のものも対象になるように読み取れるんですが、この3種以外のものについては、今のところ、安全性上十分なデータはないので、この3種に限っては安全だという書き方のように理解しているんですが、この「あらゆる」というところについてお答えいただければと思ひます。

○上野川座長 玉川室長、よろしくお願ひします。

○玉川新開発食品保健対策室長 私どもが承知している範囲では、この後代については、牛、豚、山羊以外についても、そのほかのものも含めた形で体細胞クローンの後代については評価がなされていると承知しております。

○池上専門委員 それは後代に関しては、安全上問題はないという理解ですか。そうすると、牛とか豚とか山羊以外の動物のクローンで作られた後代のものに関しては、問題はないという理解になるわけでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 食品としての評価について見ますと、後代については、すべてのものについてそれを含みます。

○上野川座長 池上先生、それでよろしいですか。

○池上専門委員 はい。

○上野川座長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

では、玉川室長、どうもありがとうございました。

それでは、今後の食品健康影響評価の進め方につきまして、私の方で事務局と相談の上、審議の進め方や審議に加わっていただく専門委員につきまして、資料2のとおり整理をさせていただきます。この内容について、事務局から説明をいただきたいと思ひます。

○鶴身課長補佐 資料2に基づいて御説明させていただきます。「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の食品健康影響評価の進め方について」でございます。

「1. 経緯」でございます。

(1)平成20年4月1日付けで厚生労働大臣から依頼があった体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品に係る食品健康影響評価については、同月3日の第232回食品安全委員会において、新開発食品専門調査会で審議することとされた。また、核移植などの専門家の参画についても新開発食品専門調査会で検討することとされた。

(2)体細胞クローン技術とは、成体の体細胞から核を取り出し、これを未受精卵の核を除いたものに移植して新しい個体を作成する技術である。

(3)今回評価を求められている事項は、体細胞クローン技術を用いて産出された家畜(牛及び豚)に由来する食品についての食品健康影響評価である。

(4)これらのことから本評価においては、新開発食品専門調査会の専門委員だけでなく、今回の審議内容を専門とする他の専門調査会に属する専門委員等の参加が必要であり、効率的な審議を行うため、以下のとおりワーキンググループを設置することとする。

「2. 運営」でございます。

(1) WGの設置

新開発食品専門調査会の下にWGを設置する。

(2) WGの構成

WGは、新開発食品専門調査会の専門委員のほか、他の専門調査会に属する専門委員により構成する(別紙)。

WGは、構成する専門委員の互選により座長を置き、座長が議事を司る。

また、座長が必要であると認めた場合には、専門委員以外の有識者の参加を求める。

(3) 評価結果の取扱い

WGの評価結果は新開発食品専門調査会の了解を得て、同専門調査会の評価結果とする。また、WGの検討状況は、適宜、新開発食品専門調査会に報告する。

2枚目の別紙に、WGのメンバーが掲載されております。

新開発食品専門調査会からは、池上専門委員、尾崎専門委員、上野川専門委員。

企画専門調査会からは、早川専門委員。

緊急時対応専門調査会、微生物・ウイルス専門調査会、かび毒・自然毒等専門調査会か

らは、熊谷専門委員。

遺伝子組換え食品等専門調査会からは、宇理須専門委員、澤田専門委員、手島専門委員、和久井専門委員。

メンバーではございませんが、専門委員以外の有識者として、鹿児島大学の小島先生に専門参考人として御参加いただき、またそのほか必要に応じて、専門参考人の参加を求める。

以上でございます。

○上野川座長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、先生方から何か御質問はございますでしょうか。

それでは、食品健康影響評価の進め方につきましては、御了解いただけたものと考えてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○上野川座長 どうもありがとうございます。

それでは、体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の食品健康影響評価につきましては、WGにおいて審議を行うことといたしたいと思えます。食品安全委員会へは、事務局より報告をお願いします。

議題1は、これで終了いたします。

議題2の「その他」は、何かございますか。

○鶴身課長補佐 特にございません。

○上野川座長 それでは、本日の新開発食品専門調査会のすべての議事は終了いたしました。